

平成 21 年 2 月 5 日  
経 済 産 業 省

## 平成 19 年度のフロン回収破壊法に基づくカーエアコンからの フロン類の回収量等の報告の集計結果について

「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律」(以下「フロン回収破壊法」という。)に基づき、平成 19 年度に第二種特定製品(カーエアコン)から回収されたフロン類の量は約 0.2 トンでした。

なお、カーエアコンからのフロン類の回収については、平成 17 年 1 月 1 日以降は、「使用済自動車の再資源化等に関する法律」(以下「自動車リサイクル法」という。)に移行しております。

### 1. 背景

フロン回収破壊法(自動車リサイクル法施行前のフロン回収破壊法をいう。以下同じ。)(第二種特定製品(カーエアコン)については平成 14 年 10 月から施行)では、機器の廃棄時の冷媒フロン類の回収が義務付けられており、第二種フロン類回収業者(廃棄される第二種特定製品から冷媒フロン類を回収するため都道府県知事等に登録している業者)は毎年度、前年度に回収したフロン類の量等を都道府県知事等に報告し、都道府県知事等はその報告に係る事項を主務大臣(環境大臣及び経済産業大臣)に通知しなければならないこととされている。さらに、主務大臣は、この通知に関する情報を整理して、特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の状況等の情報を公表することとされています。

今般、上記規定に基づき、平成 19 年度分(フロン回収破壊法の第二種特定製品に係る部分は基本的に平成 17 年 1 月 1 日より自動車リサイクル法に移行したことから、平成 16 年 12 月 31 日までに第二種特定製品引取業者に引き渡された第二種特定製品に限る。)の第二種フロン類回収業者によるフロン類の回収量等の集計結果を取りまとめました。

### 2. 回収量等の集計結果

フロン回収破壊法に基づく第二種フロン類回収業者によるフロン類の回収量等の平成 19 年度引取分(平成 16 年 12 月 31 日までに第二種特定製品引取業者に引き渡されたものに限る。)の集計結果は表 1 のとおりです。

表1 第二種フロン類回収業者の回収量等の報告の集計結果  
(平成19年度分)

(平成16年12月31日までに第二種特定製品引取業者に引き渡されたものに限る)

	C F C	H F C	合計
回収した第二種特定製品の台数 (台)	90	219	309
回収した量 (kg)	47	127	174
19年度当初の保管量 (kg)	5,094	3,734	8,828
破壊処理のために自動車製造業者等に引き渡された量 (kg)	796	719	1,516
再利用された量 (kg)	1,548	1,469	3,017
19年度末の保管量 (kg)	2,795	1,672	4,468

(注) 小数点未満を四捨五入していることなどのため、数値の和は必ずしも合計に一致しない。

### 3. 今後の取組

平成17年1月1日以降は、自動車リサイクル法の本格施行を受け、フロン回収・破壊法の第二種特定製品であるカーエアコンからのフロン類の回収は、自動車リサイクル法の枠組の中で実施されていますが、平成16年12月31日以前に引き取られたカーエアコンのフロン類については、今後とも、自治体・関連業界と連携の上、周知徹底活動を継続し、フロン類の回収の徹底に引き続き取り組んでまいります。

(参考) 第一種特定製品(業務用冷凍空調機器)からのフロン類の回収量等の集計結果については、平成20年11月21日に発表済。

(本発表資料のお問い合わせ先)

製造産業局化学物質管理課オゾン層保護等推進室

担当者：野村、小宮

電話：03-3501-1511(内線3711~6)

03-3501-4724(直通)